

令和2年3月4日

古川信用組合

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う「事業者様向け相談窓口」の設置ならびに
「対策融資」の取扱い開始について

古川信用組合では、このたびの新型コロナウイルスの感染症拡大により影響を受けられた事業者様をご支援するため、下記の通り「ご相談窓口」を設置するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策融資」の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

記

1.ご相談窓口の設置について

設置場所	古川信用組合 全営業店
対象となるお客さま	新型コロナウイルスの感染症拡大により直接的または間接的に影響を受け、事業活動に支障が生じている法人・個人事業者
主な内容	・必要な資金に関する相談 ・返済条件の変更等に関する相談 ・その他、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談
受付時間	窓口：平日9：00～15：00（当組合休業日を除く） 電話：平日9：00～17：30（当組合休業日を除く）

2.対策融資の内容について

融資商品名	新型コロナウイルス感染症対策融資
対象となるお客さま	新型コロナウイルスの感染症拡大により直接的または間接的に影響を受け、事業活動に支障が生じている法人・個人事業者
資金用途	運転資金・設備資金
融資形態	手形貸付・証書貸付
融資金額	3,000万円
融資期間	手形貸付：1年以内 証書貸付：運転 10年以内・設備 原則、法定耐用年数以内
返済方法	手形貸付：期日一括返済 証書貸付：元金均等または元利均等返済（1年以内の据え置き可）
融資利率	当組合所定
担保	原則不要 但し、必要に応じて不動産または宮城県信用保証協会の保証を付保する場合があります。
取扱期間	令和2年3月4日（水）～令和2年9月30日（水）

※商品の詳しい内容につきましては、各営業店窓口または営業担当者にお問合わせください。

※審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。

以上